

平成26年度

事業計画書

社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会

## 平成26年度 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事業計画

### 基本方針

本年度も笛吹市社会福祉協議会は「誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現」のため、「笛吹市地域福祉活動計画」、「笛吹市社会福祉協議会発展・強化プラン」のもと、市民の方々の力をお借りし、諸施策を実行してまいります。

ところで、本年2月14日から15日にかけての大雪は記録にない規模で、大きな衝撃でした。しかも被害は多方面にわたり、中でも農業被害は甚大で、今後笛吹市の経済活動にも大きな影響が出てくるのではないかと危惧されております。

大雪後の笛吹市社会福祉協議会の対応は、民生委員・区役員・地域住民の皆様、関係機関と連携する中で、要援護者の安否確認から困りごとの対応などをいち早く行うことから始まりました。続いて2月21日に笛吹市と協働で雪害ボランティアセンターを石和町の清流館内に設置し、ボランティア連絡会・災害時協力に対する協定を締結している JC の協力のもとに3月3日まで雪かき要請と笛吹市内外のボランティアのマッチングを行いました。現時点では窓口を社協の本所に移し、笛吹市と農業被害のボランティアコーディネート業務を継続しております。

この雪害から見てきたことは、災害にはやはり地域力が一番必要であり、また、それを応援するボランティアの力がなんと心強かったことかということです。したがって、この2つの力を結集させ、効果的に活用できる体制を備えることこそが社協に課せられた責務であるということです。このことは、「地域福祉活動計画」や「発展・強化プラン」にも謳っており、雪害ボランティアセンターに関ったほとんどの方々の思いでもあります。

そこで今期は従来 of 事業項目の中から、特に最重点目標として下記課題を設定し、強力に押し進めてまいります。

皆様の力強い支援をお願いいたします。

## 重点目標

- 1) ボランティア活動への理解と参加促進
- 2) 防災・災害に対応できる個人・地域づくり
- 3) 社協内各部署の連携による相談業務の充実
- 4) 地域子育て支援事業に関する研究の強化

## 重点目標を実行するための具体的な方法

- 1) ボランティア活動への理解と参加促進
- 2) 防災・災害に対応できる個人・地域づくり
- 3) 社協内各部署の連携による相談業務の充実
  - ① ボランティアセンターを設置し、ボランティア・市民活動団体との協働による運営を行い活動の拠点を整備する
    - ・ボランティア情報の整理と活動のコーディネート、ボランティア養成や地域住民への啓発の充実を図る
    - ・ボランティアセンターを中心とした災害時に対応できる体制づくりを行う
  - ② 見守り協定締結事業所及び協力事業所の拡充を図るとともに、見守り活動を実践する市民活動の支援と協働を行う
    - ・市の「見守りネットワーク協議会」に参加し、市と市民との協働による笛吹市の見守りネットワークの構築を行う
  - ③ あらゆる相談に対応するための社協内連携会議を実施する
- 4) 地域子育て支援事業に関する研究の強化
  - ① 子育て支援事業を実施しているNPO法人等と連携し、子育てに関するニーズの把握を行う

## I 総務部門

社会福祉協議会の事業が円滑に実施されるよう、理事会・評議員会をはじめとする各種会議を活性化させるとともに、それらの会議を通じて関係機関との連携、強化を図る。

また、組織力の強化を図るため職員教育に力を入れ個々の能力の向上を促し、人事考課制度も拡大し活力ある職場を目指す。

### 1 組織運営のための会議等の開催

- (1) 理事会・評議員会
- (2) 正副会長会議
- (3) 各部会の開催
- (4) 監事監査
- (5) 役員研修会
- (6) 職員研修会
- (7) その他必要な会議

### 2 福祉活動の理解と促進

- (1) 社会福祉大会の開催
- (2) 広報誌「かけはし」の発行 年4回(5月 8月 11月 2月)
- (3) ホームページの更新・充実
- (4) マスメディアへの働きかけ

### 3 指定管理施設の管理運営

八代福祉センター、御坂福祉センター、春日居福祉会館  
ふれあいの家の効率的な運営管理

### 4 職員の職務遂行能力の向上

- (1) 教育研修制度の策定  
新人研修 部門別研修 OJT
- (2) 人事考課制度の拡大  
介護職以外の考課制度の構築
- (3) 発展強化プランの取組み  
アクションプラン(ステップ2)の実施

### 5 職場環境の改善

社協職員としての自覚と意識の向上。

- (1) 労務管理面
- (2) 施設面

### 6 会員の募集

会員募集を強化して自主財源の確保を図り、住民参加の意識を高める。

普通会員 1世帯 1,000 円

賛助会員 1口 2,000 円

特別会員 1口 5,000 円

## 7 共同募金運動の推進

地域福祉推進のため、共同募金運動を積極的に行い、共同募金配分金事業、歳末たすけあい配分金事業を実施する。

## II 地域福祉部門

「安心して暮らせる、幸せあふれるまちづくり」を実現する。

誰もが、住み慣れた地域で生活を続けられるために、支援を必要とする方には、制度の活用や専門職につなげる。また、地域住民、ボランティアなどと協働し地域生活の支援を行う。

### 1 地域福祉推進委員会の連携と強化

住民主体の福祉のまちづくりを目指して、地域福祉推進委員会を開催する。

### 2 地域福祉活動計画の進行管理

地域の方々や各種団体などの協力や参加を得て、協働により福祉活動を計画的に進める。

#### (1) 地域づくり

##### ① 自分の住んでいる地域の実態を知る。

ア 地域福祉活動計画の推進

イ 地域情報の整理と活用

ウ 見守りネットワークの浸透

##### ② 住民同士のつながりを深める。

ア ふれあい交流事業

(一人暮らし高齢者・世代間・高齢者社会見学バス)

イ 一地区一良いとこ事業(7 地域)

ウ やってみるじゃん(介護予防事業)

エ 地域福祉推進事業助成金交付事業

オ 福祉活動団体の支援(高齢者・障がい者)

#### (2) 福祉教育の推進

##### ① みんな「誰かの役に立っていること」のすばらしさを体験する。

ア ボランティアセンターの設置

イ ボランティア活動支援

ウ ボランティアのつどい

エ ボランティアの養成  
(シニアボランティア・ヘルパー2級・手話奉仕員・朗読ボランティア)

オ 介護支援ボランティア事業

カ ボランティア活動への広報対策

②命を大切にす、他者を思いやる心を育てる

ア 福祉のこころ醸成事業

(3) 災害対応

①災害時に対応できる個人・地域を目指す

ア 防災知識の普及啓発

イ 社協が把握している要援護者の情報整理とケア会議での共有

ウ 災害時の安否確認の実施

エ 災害ボランティアセンター設置の反省と今後に向けての運営訓練の実施

(4) 相談体制の充実

①必要な地域の情報がすぐに手に入る仕組みづくり

ア 広報誌発行・ホームページの迅速な更新充実

イ 地域の情報を収集し生活関連情報を発信する

②身近な地域の相談場所として、柔軟な支援ができる仕組みづくり

ア 相談ケースの情報共有と解決に向けたチーム連携

イ 総合相談体制にむけた相談窓口の充実

ウ 生活に必要な資金の貸与(生活福祉資金)(独自事業:社会福祉金庫・善意銀行)

③権利擁護事業

ア 基幹社協としての日常生活自立支援事業

イ 成年後見センターふえふきの運営事業

認知症・知的障害・精神障害等のある方に対し、日常の金銭管理や日常生活上の  
手続支援を行う。また、判断能力の不十分な方の財産管理や身上監護を行い、地域  
生活を継続するための支援をする。地域の支援者を増やすために、市民後見人の養  
成を行う。

・成年後見制度利用支援事業

・法人後見支援事業

・市民後見人養成事業

3 その他社会福祉活動の推進上必要とされる事業

Ⅲ 障がい者地域活動支援部門

さまざまな障害を持ちながら在宅生活をする方が、自分らしい生活をするための支援を行う。  
社会参加の機会の提供、生活全般にわたる相談、問題解決を図るための継続的な地域生活  
の支援を行う。

## 1 相談支援事業

社会福祉士・精神保健福祉士が電話、面接、訪問により生活全般の相談に応じたり、福祉サービスの利用、就労支援等を行う。

- (1) 障害者サービス利用計画作成
- (2) 地域自立支援協議会の設置・運営
- (3) ケアマネジメントによる生活支援
- (4) 困難事例に対応する専門的相談
- (5) 住居入居支援
- (6) 成年後見制度利用支援事業

- ・自立支援協議会を中心とした当事者・家族の地域防災への取り組み支援と地域活動支援センターを拠点とした当事者・家族の主体的(ピア)活動支援
- ・サービス利用計画作成の強化(H26年度末期限)と基幹相談支援センター設置を視野に入れた相談支援ネットワーク構築と体制整備

## 2 障害者地域活動支援センターⅠ型（笛吹市ふれあいの家内）

専門職員を配置し、創作的活動・社会との交流の促進、障害に対する理解の促進等の事業を実施する。

- (1) 精神障害者デイケア、料理教室、農園作業、創作活動等の生活支援事業
- (2) 手話奉仕員・朗読奉仕員の養成、声の広報の発行等のコミュニケーション支援事業
- (3) 社会参加活動への企画・情報提供、スポーツ教室の開催等の社会参加事業
- (4) その他、当事者活動支援、地域啓発事業など障害福祉活動の推進上必要とされる事項に取り組む

## 3 障害者地域活動支援センターⅢ型

住み慣れた地域で一番身近な日中活動の場として、地域活動支援センターⅢ型を三箇所で開催し、創作的活動と生産的活動の場の提供を行う。通所者ごとに個別支援目標を立てて、専門的な支援を行う。また、地域住民との交流の機会を増やし、地域啓発を図る。

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 地域活動支援センターⅢ型（八代育美会）     | 八代福祉センター内 |
| (2) 地域活動支援センターⅢ型（一宮夢ふうせん）   | 八代福祉センター内 |
| (3) 地域活動支援センターⅢ型（春日居ふれあい工房） | 春日居福祉会館 内 |

## IV 在宅介護支援部門

通所介護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業を展開し、要介護・要支援者の在宅生活を支援する。利用者ニーズに合わせた質の高いサービスの提供を行うとともに、事業ごとの連携を密にし、在宅介護支援の一体的な運営を図る。

また、地域事務所との連携により、通所介護事業所を拠点とした相談支援事業を行う。

### 1 事業内容の透明性の確保

利用者の権利擁護とサービスの充実を図る為、第三者委員会を開催。

- 2 広報活動の充実による利用促進  
事業内容や施設行事の積極的紹介。  
(1)各事業所のホームページの常時更新  
(2)各通所介護事業所便りの発行

- 3 介護保険制度の改正への対応  
(1)サービスの時間区分と単位区分の変更

#### 4 事業内容

##### (1)通所介護事業

事業所 石和(定員40人) 御坂(定員25人) 檜 峰(定員15人)  
八代(定員40人) 境川(定員25人) 春日居(定員35人)

- ① 介護保険(要介護・要支援)通所介護サービスの提供
- ② 障害者デイサービス相互利用
- ③ 生きがいデイサービス
- ④ お泊りデイサービス
- ⑤ 食事サービス
- ⑥ 資質向上のため研修会への参加及び内部研修の実施
- ⑦ 実習・研修生受入れ指導
- ⑧ 交流会の実施

##### (2)訪問介護事業

- ① 介護保険(要介護・要支援)訪問介護サービスの提供  
24時間サービスの実施
- ② 障害者総合支援
- ③ 高齢者生活援助員派遣
- ④ 障害者等社会参加支援
- ⑤ 研修会への参加と内部研修の実施
- ⑥ 実習・研修生受入れ指導

##### (3)居宅介護支援事業

- ① 居宅サービス計画書(介護予防含む)の作成
- ② 在宅生活支援、相談業務
- ③ 関係機関との連携調整・困難事例対応
- ④ 要介護認定調査業務の受託
- ⑤ 研修会・講習会参加(全国介護支援専門員大会での事例研究発表予定)
- ⑥ 内部研修の実施(毎週事例検討会の実施)
- ⑦ 特定事業所継続

以上